

相続人確定のための戸籍請求について

平成 29 年 12 月 2 日

××町役場
戸籍事務担当者 様

亡甲野太郎相続人
甲野一郎
電話・ファクス:052-〇〇〇-〇〇〇〇

このたび、下記の被相続人について相続人の確定のため、御庁に戸籍に関する証明書の交付申請書をお送りします。

ご面倒とは存じますが、申請書に記載した後記の戸籍に記載されている
甲野太郎 について、その出生から始まり除籍されるまでの記録で、御庁で発行可能な戸籍・除籍・原戸籍謄本等を各1通ずつ発行していただきますようお願いいたします。

なお、該当する戸籍記録を廃棄済みの場合は、その証明書を交付してください。

被相続人の表示

氏名 甲野 太郎 (昭和16年2月13日生)
筆頭者 甲野 元蔵
本籍 ××村 元山字前ノ谷101番地

以上

－注意事項－

- ・各市町村所定の戸籍謄本類の発行申請書と併用するもの。この紙だけでは申請不可。
- ・このような文書を作る法的根拠はない。単なる送付状の一種である。捺印も不要。
- ・【重要】根拠のない文書だが、こうした文書を加えることで、指定した者の戸籍の記録で同じ市町村で発行できるものを一気に出示してもらえる。同じ市町村内での転籍・家督相続・戸籍の改製等があっても、それに対応する戸籍の記録が一度に取れるため、元蔵の父が戸主で太郎が孫として記載されている旧民法下の除籍謄本や戸籍記録廃棄時の証明書もこの送付状で取得できる。
- ・併用する発行申請書と本書には、戸籍を探索したい者につながる戸籍の記録ですでに把握している本籍地・筆頭者を書く。合併前の旧市町村の住所はそのまま記載して可。
 - a.被相続人の戸籍を遡る場合、結婚や転籍で作られる新しい戸籍の記録には「その戸籍を作るまえの本籍地と筆頭者」が記載されているので、それを記載する
 - b.被相続人の他の子など、古い戸籍から新しい戸籍へ収集していく場合も、その子が「結婚等で除籍後に、新たに作られる戸籍の本籍地と筆頭者」が記載されているため、こちらを記載すれば戸籍を下ってくる請求もできる。
- ・上記の通り、どんな戸籍記録が出てくるか不明なので市町村所定の申請書には、『現在事項全部証明書』『改製原戸籍謄本』『除籍謄本』すべてにチェックして『各1通』としておく。

上記は、「甲野元蔵の子として元蔵を筆頭者とする戸籍に記載されていた甲野太郎」の戸籍を遡る想定(相続関係図例参照)。請求者は甲野一郎。以下の流れで、本書の状況にたどり着く。

- 1.甲野一郎が結婚している場合、自分の戸籍①を取得する。
- 2.①で従前戸籍として、父甲野太郎が従前戸籍の筆頭者であり、その本籍地の記載も読み取れる。
- 3.甲野太郎の直近の本籍地と筆頭者がわかったので、太郎について、その妻花子や他の未婚の子が生きていれば戸籍謄本②aを、妻も死亡しており子供達が全員結婚または死亡している場合は除籍謄本②bを取るのが一般的。

※甲野一郎が未婚の場合、上記 1.2.を省略して②a が取れる。

－ここまではわりと簡単と思われる－

- 4.その戸籍謄本②a または除籍謄本②b は通常、甲野太郎と花子が結婚したときに編制されたものなので、従前戸籍として

「昭和●年●月●日乙井花子と婚姻届出昭和●年●月△日受付××村元山字前ノ谷101番地甲野元蔵戸籍から入籍」

との記載があり、××村は県外なので郵送で請求する方針。

このような場合を想定しており、ほとんどの事案で経由する工程。

※各戸籍のどの箇所を読んで従前の、または次の本籍地と筆頭者を指定するかは別に紹介する参考文献参照。